

違反対象物の公表制度

令和2年4月1日開始

重大な
消防法令違反建築物は
ホームページに
公表します。



徳島中央広域連合消防本部

『 違反対象物の公表制度 』が 令和2年4月1日からスタートします

違反対象物の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページにて公表する制度です。

公表の対象となる建物

消防法で「特定防火対象物」として定められている映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設等、不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

公表の対象となる法令違反

義務付けられた消防用設備等が設置されていない建物で、次に掲げる消防用設備等となります。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 自動火災報知設備

公表の内容

公表する内容は、次に掲げる内容となります。

- (1) 建物の名称
- (2) 建物の所在地
- (3) 違反の内容
- (4) その他消防長が必要と認める事項

公表の方法

徳島中央広域連合ホームページへ掲載します。

公表の時期

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から30日が経過した日において、同一の違反が認められる場合に公表します。

建物関係者の皆さんへ

次のような場合に重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防署にご相談ください。

- (1) 増築や改築、隣設建物との接続を行う場合
- (2) 飲食店、物品販売店舗、旅館、福祉施設等の用途が新たに入居する場合など

【 お問い合わせ 】

徳島中央広域連合消防本部 消防課 査察係
776-0013 徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1
電話番号：0883-26-1191